

会員の処分の公表

氏名	中野 嘉久 (なかの よしひさ)
登録番号	13271211
会員番号	2431
所属支部	第7支部
事務所所在地	城陽市寺田新池20番地の7
処分の内容	会員の権利の停止 (令和4年3月12日から3月)
処分の理由等	<p>本会第7支部に所属する当該会員は、業務の依頼者から、会員と連絡がとれないとの苦情が8件寄せられ、いずれも会員が業務等の多忙を理由に着信履歴の確認を後回しにし、返信もしていなかったことが原因であり、それらのいずれもが、業務が履行されずに解約に至っている。会員のこの行為は、誠実に業務を行ったとは言えず、行政書士や行政書士会の信用を失墜させる行為であり、行政書士法第10条及び京都府行政書士会会則第46条に抵触し、同第50条の2に該当するものである。</p> <p>令和4年1月31日付けの本会綱紀委員会の「処分相当」とする答申を受けて、同年3月12日に開催した本会理事会において、当該会員に対し上記処分を科すことを決議したので、その内容を公表する。</p> <p>なお、公表の期間は、会員の権利の停止の日から期間終了の翌日より1年とする。(令和5年6月12日まで公表する。)</p>

公表の根拠等 本会は、本会の会員の処分に関する規則第14条第1項第2号で会則に基づく処分があれば公表すること、さらに同規則第14条の3第1項で公表の内容、同第2項で公表の期間を定めている。

停止される会員の権利

- ① 役員の選任に関する権利
- ② 会議及び研修会等に出席する権利
- ③ 事務所、施設等を使用する権利
- ④ 文書類の送付を受け、用紙類及び図書並びに物品の斡旋、頒布を受ける権利
- ⑤ 福利厚生及び共済に基づく金銭等の給付を受ける権利

根拠法令：行政書士法第10条

京都府行政書士会会則第46条

同第50条の2第1項

同第51条第1項

京都府行政書士会会員の処分に関する規則第14条

同第14条の3